

1. 件名：六ヶ所再処理施設等に係る新規規制基準適合性審査に関する面談について

2. 日時：令和2年7月15日（水）13時15分～13時45分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：原子力規制部 地震・津波審査部門  
小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、  
佐藤主任安全審査官

日本原燃株式会社：船越執行役員 他11名

（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

（1）原子力規制庁は、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、第339回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合（令和2年2月21日開催）資料における基準地震動 $S_s$ のうち、 $S_s$ -B2（NS方向）及び $S_s$ -B3（EW方向）の最大加速度について、数値の丸めの誤りにより、誤った値が記載されていることが判明したことを受けて、当該事象が発生した経緯、原因及び再発防止策について、以下のとおり説明を受けた。

<経緯>

- ・当該審査会合資料1-4-1、P166に示した数値は、デジタル値の小数点以下第二位を四捨五入した値であるが、P169に示した数値は、P166の数値の小数点以下第一位をさらに四捨五入してしまったため、結果的に二重丸めとなり、誤った値を記載した。そのため、審査会合資料と補正申請書との数値に齟齬が生じてしまった。
- ・当該事象を踏まえ、地盤・地震・津波・火山の項目に係る審査会合資料を確認したところ、数値の丸めに係る取り扱いに関して、誤りがなかったこと、また、審査会合資料と補正申請書との整合もとられていることを確認した。

<要因>

- ・審査会合資料内での数値の整合性確認に終始するあまり、元のデジタルデータを確認することを怠っていた。
- ・審査会合資料と補正申請書の整合性確認の徹底も図られていなかった。

<再発防止策>

- ・社内の資料確認としている資料に、元のデジタル値を記載することとし、常に元のデジタル値が確認できる資料体裁に見直すこととする。
- ・本件の発生事象について、安全審査の対応に係る全土木建築部員に周知するとともに、数値根拠の確認の重要性及び「審査会合資料」と「補正申請書」の整合性確認の徹底について教育を行う。

(2) 原子力規制庁は、日本原燃に対して、当該事象は社内の品質マネジメントシステムに基づき、適切に対応することを確認するとともに、再発防止の徹底を強く求めた。これに対し日本原燃より、拝承した旨の回答があった。

#### 6. 提出資料

- ・第 339 回審査会合 資料 1-4-1 における基準地震動  $S_s$  の最大加速度丸め値の記載誤り及び類似事象の確認結果について